

## 第8回川口市総合計画審議会 議事概要

- 日時：平成27年8月11日（火） 14時～16時
- 場所：鳩ヶ谷庁舎3階 304・305会議室
- 出席委員：小嶋会長、齋藤委員、吉田委員、松本委員、木岡委員、板橋委員、石川委員、伊藤委員、岡田委員、金澤委員、菅原委員、武井委員、龍口委員、邊田委員、山岡委員、山崎委員、森住委員、操木委員、谷田部委員、
- 欠席委員：金井副会長
- その他出席者  
：小池環境部長、橋口建設部長、押田都市整備部長、小西市民生活部長、粟津技監兼都市計画部長、清野環境総務課長、石坂地球高温化対策室長、笹川環境保全課長、笠井廃棄物対策課長、蛭間施設課長、森収集業務課長、武田戸塚環境センター所長、宮下朝日環境センター所長、鈴木リサイクルプラザ所長、五味淵鳩ヶ谷衛生センター所長、永瀧建設管理課長、酒井道路維持課長、栗原道路建設課長、田中河川課長、石井建設課長、田島電気設備課長、平石計画管理課長、白倉都市計画課長、横溝都市交通対策室長、筒井住宅政策課長、内田開発審査課長、織原建設安全課長、田村みどり課長、高橋公園課長、船本歴史自然公園・火葬施設整備室長、中村都市整備管理課長、新井市街地整備室長、田島区画整理課長、中山交通安全対策課長補佐、渡部交通安全対策課長補佐、鈴木政策審議室長、堀政策審議員、秋葉政策審議員、富田政策審議員  
岩城企画財政部長、瀬切企画総務課長、小山企画総務課長補佐、小川主査、芝崎主査、吉川主査、芦澤主任、山本主任、野村総合研究所山口氏
- 議題：議事
  - (1) 第6回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について
  - (2) 第5次川口市総合計画案文について
    - 5-2. 基本計画各論
      - D. 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”
        - D-1：豊かな水と緑に親しめる空間の創出
        - D-2：環境の保全と創造
        - D-3：廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進
      - E. 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
        - E-1：住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進
        - E-2：安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備
  - (3) その他

■ 傍聴人の数：2名

■ 会議資料：次第

資料 第6回審議会での検討・調整事項の検討結果

(持参) 第5次川口市総合計画案文

## 1. 開会

- ・ 会長より、第8回川口市総合計画審議会の開会宣言があった。

## 2. 議事

- ・ 審議を傍聴したい旨の届出が2名より提出があり、これを許可した。
- ・ 事務局から配布資料の説明があった。
- ・ 本日の会議署名人の選任があった。

### (1) 第6回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について

#### 【会長】

議事の「(1) 第6回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について」、事務局から報告をお願いいたしたい。

#### 【企画総務課長】

それでは、委員から第6回審議会と、その後に期間を設け、提出いただいた意見をもとに修正した内容の報告させていただく。修正については、今までと同様に、事務局と関係部局にて検討・調整をし、学識の先生方のアドバイスをいただきながら整理した案を正副会長の確認の上、まとめさせていただいた。事前に送付させていただいたホチキス止めの資料に基づき、こちらの資料にいただいた意見と修正文を記載していますので、ピンクの計画案文と照らし合わせてご覧いただきたい。

まず、計画案文の17ページ・18ページをご覧いただきたい。施策の「A-4：健康を育むまちづくり」でいただいた意見から説明をしたい。資料1ページをご覧いただきたい。

まず、ご意見1ですが、18ページの1の単位施策について、「誰もがその人らしく安心して充実した生活ができる環境づくり」という表現はハード的な整備のイメージとして捉えられやすいことから、「仕組みや環境づくり」の記述に単位施策名とともに修正したほうがよいという意見であった。このご意見に対しては、大きく捉え、環境づくりの中に仕組みも含んではいるが、よりわかりやすくするため、指摘のとおり「仕組みや」という文言を加筆し、1の単位施策名についても同様に修正をした。

次に、ご意見2ですが、同じく18ページの3、「低所得者の生活安定への支援」の中に記述をしている「子どもの学習支援」について、NPOや大学との連携の体制があるのであれば、「連携して」と記述してほしいとの意見であった。この意見に対しては、「子どもの学

習支援」と同じ文脈で列記している住居の確保、就労支援、各種相談機会の提供、一時的な賃金の貸し付けなどとのバランスを考え、「子どもの学習支援」のみ具体的な学習の体制を書き込むことは適切でないと考え、原案のとおりとさせていただいた。

次に、計画案文 2 1 ページ・2 2 ページをお開きいただき、資料は 2 ページとなる。

意見 3 は、計画案文 2 2 ページの 2、「高等学校の充実」の 1 つ目、「SKIP シティを中心とする産学官や地域社会と連携しながら」という表現がわかりにくいという意見でした。この意見に対しては、新市立高校を取り巻く環境として、周辺の地域社会と高校の近くに立地する SKIP シティにおける産学官との連携ということがわかるよう、文言を表記のとおり整理した。

次に、意見 4 ですが、計画案文の 2 3 ページをご覧ください。目標指標の 2 つ目、「不登校児童・生徒がゼロである学校数」について、学校の規模はさまざまなので、数ではなくて比率にしたほうが適切ではないかという意見であった。この意見に対しては、指摘のとおり、「指標を不登校児童・生徒の割合とし、単位を%に、現状値は小学校が 0. 2 4、中学校が 2. 9 0、目標値は現状値よりも減らします」と修正した。

同じく目標指標に関連してご意見 5 では、「愛の一声あいさつ運動」の実施団体の割合を示す分母としてどういう団体を対象にしているのかわからないという意見でした。この意見に対しては、実施団体のところに米印をつけ、枠外に説明として「※ 町会、自治会、学校 PTA」と記載した。

次に、資料の 3 ページ、意見 6 ですが、計画案文の「主な背景事象」の I の中ほどに「情報モラルやセキュリティの向上」という記述があるが、文部科学省では「情報モラル教育の充実」という文言を使用しているので、ここでの記述も「情報モラル」だけでなく合わせて同じ表現にしたほうがよいという意見でした。この意見に対しては指摘のとおり加筆のうえ修正した。

次に、意見 7 ですが、計画案文の 2 4 ページの 1、「学校の教育力の向上」の 3 つ目にいじめや不登校についての記述があるが、未然防止や早期発見だけ記述しており、現在不登校の子どもへの対応がないので記述すべきとの意見でした。この意見に対しては、指摘のとおりで、表記のとおり、現在不登校の子どもに対して解決に努めることを加筆し、文言を整理して修正した。

次に、意見 8 ですが、同じページの 2、「地域の教育力健全育成活動の充実」の記述の中で、若者の支援についてもっと記述したほうがよいとの意見でした。この意見に対しては、審議会の中で担当部長からも説明をしましたが、地域や学校、家庭での取り組みの中で、子どもだけでなく若者についても、直接的な表現でなくても間接的に記述していることから、原案のとおりとさせていただく。

次に、計画案文 2 5・2 6 ページをお開き願いたい。資料では 4 ページとなる。

意見 9 ですが、計画案文の 2 5 ページの I の「主な背景事象」に、公民館での活動や市民大学など、市が生涯学習の推進のために実施することだけでなく、「盛人大学」のように、

市民の主体的な活動も記述すべきではないかとの意見でした。この意見に対しては、施策「N-1：市民が元気に活動するための環境づくり」で記述がある旨の説明をさせていただいたが、その趣旨から、ここでは原案のとおりとさせていただきます。

次に、計画案文27・28ページをお開き願いたい。

意見10ですが、27ページの2の「主な背景事象」の1つ目に、「男性は仕事、女性は家庭」という記述があるが、戸籍上の男性と女性と異なる意識を持っている方にも配慮し、削除したほうがよいという意見でした。この意見に対しては、審議会の委員の皆様の中でも意見が割れたところである。この「男性は仕事、女性は家庭」という記述は単独で見ると違和感を持たれた方もいるかと思いますが、ここで使用している男性、女性の意味は、単に生物学的な性差を指しているのではなく、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差を指す言葉、いわゆるジェンダーを指している。一般的に使われている性別による固定的な役割分担意識を説明する記述であり、そういった考え方、意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだに根強く残っているのが現状であるということをごここでは記述している。このような考え方を改めなくてはならないことが男女共同参画を進める上で大切なことを趣旨としているので、原案のとおりとする。

また、このすぐ下の文章について審議会後にご意見をいただいている。意見11として、「女性へのDVやセクシャルハラスメント」とあるが、DVやセクシャルハラスメントを受けているのは今や女性だけではないという現実を捉え、「女性への」の記述を削除したほうがよいという意見であった。この意見に対しては、実際にDVやセクシャルハラスメントを受けている男性も増加している現状を踏まえ、指摘のとおり削除した。

次に、資料の5ページになるが、意見12として、計画案文28ページの1、「人権を尊重した社会づくり」の中に、LGBTについて、今世界的に話題が高まっている傾向もあるので例示に入れてはどうかという意見でした。この意見に対しては、審議会上でも説明しましたが、ここではさまざまな人権問題の中で小さくくりとして捉えていることから、「女性や子ども、高齢者、障害者、外国人など」の表現の「など」の中に指摘のマイノリティーの方々をも含んでいると理解いただき、原案のとおりとさせていただきます。

意見13ですが、同じく1の取り組みの3つ目に北朝鮮拉致問題の記述があるが、唐突な感じがしてわかりにくいことと、市内に拉致認定被害者がいることを知ってもらう意味からも、市内に拉致認定被害者がいるということをご記述したほうがよいという意見であった。この意見に対しては、「拉致被害者を抱える自治体として」と説明を加筆して修正した。

説明は以上である。

#### 【会長】

前回いろいろ懸案事項になったことについて、担当部長並びに事務局といろいろ審議をした上、学識経験者の先生方にもいろいろと質問あるいは意見等についての検討をいただき、そして、今申し上げたような結果になった。今、事務局から報告があったとおりで、

それぞれの意見を出していただいた委員にも既に連絡がいつているはずで、何か特に問題があったら発言をいただきたいと思うがどうか。今の事務局の説明で良いか。

「異議なし」の声あり。

#### 【会長】

それでは、修正については、先ほどの説明のとおりとさせていただきます。

次に、議事の「(2) 第5次川口市総合計画案文について」に移りたい。本日はD-1からE-2までの審議を予定しており、前もってごらんいただき、意見等をまとめいただくようお願いしていた。

では、各論の「D 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」に入りたい。

まず、「D-1：豊かな水と緑に親しめる空間の創出」について、事務局から説明を願いたい。

#### (2) 第5次川口市総合計画案文について

##### 【企画総務課長】

それでは、まず、計画案文42ページをご覧ください。

「めざす姿」、「都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」をD章としてまとめています。D章は3つの施策で構成しており、「D-1：豊かな水と緑に親しめる空間の創出」は本市の豊かな水辺空間と緑の保全に関する施策について、「D-2：環境の保全と創造」は本市の生活環境と地球環境に関するさまざまな取り組みについて、「D-3：廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進」は廃棄物の減量化と排出された廃棄物を適正に処理する方策と再資源化する取り組みや施策などについて記載している。

それでは、43・44ページをお開き願いたい。「D-1：豊かな水と緑に親しめる空間の創出」について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、このページで訂正を願いたい。まず、43ページの目標指標の3つ目、「保全すべき緑地の確保」として、目標値に「現状値を維持します」と記載があるが、ここを「20万平方メートル」に訂正をしたい。「20万」と数字を入れていただきたい。

次にこの施策では、基本方針として、「本市に広がる貴重で豊かな自然環境を守り、市民が自然を身近に感じながら生活できるよう、水と緑に親しめる憩いと安らぎの空間を創出します」とした。急激な都市化の中で、人々が豊かな生活を営むためには、利便性の高い市街地の整備だけでなく、憩いや安らぎの場であり、防災機能をも備える豊かな水辺や緑の空間との調和のとれたまちづくりが求められている。このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠとⅡにまとめている。

Ⅰの「主な背景事象」では、本市は、荒川、芝川など、河川が豊富であり、こうした水辺空間は良好な景観やレクリエーションの場として市民に潤いや安らぎを与えてくれるだ

けでなく、ヒートアイランド現象の抑制や延焼遮断、避難地としての防災機能をも備えていることを記述している。

Ⅱでは、本市には安行台地や水辺空間も兼ね備えた見沼田んぼなどの緑地空間が多く残されているが、都市化による開発圧力や農業の担い手不足などの要因により、そのまま放置すれば緑地は減少の一途をたどるおそれがあること、そして、その緑地はヒートアイランド現象や防災機能の面からもまちづくりに欠かせない大切なものであること、特に（仮称）赤山歴史自然公園やハイウェイオアシスなどの整備には、周辺に広がる豊かな自然環境と歴史文化資源を活用しながら整備を進めることが求められていると記述している。

次に、44ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。

左側のページの背景事象を受け、一つ目は「水辺環境の整備」を単位施策としている。取り組みとしては、公園や河川の整備は、親水性に配慮し、レクリエーション機能や防災機能を高め、植生や生態系に配慮しながら整備を進めていくこと、また、市民が今後も長く日常的に貴重な水辺環境に親しんでもらえるよう、行政が一方的に進めるのではなく、市民との協働により緑化や清掃活動に取り組み、自然と調和した環境の維持・保全を図ることを記述している。

2つ目には「緑地環境の整備」を単位施策とし、取り組みとしては、豊かな緑地環境を将来にわたり守るため、保全緑地、保存樹木、生産緑地を指定すること、条例に基づき緑化率による規制をお願いすることや、生け垣の設置や屋上緑化などにより緑化を進めること、公園整備に当たっては、植生に配慮し、地域の公園は市民の協力を得ながら維持・管理し、行政と市民とで緑地環境の保全を図ること、（仮称）赤山歴史自然公園の整備においては、特産の植木を活用し、年間を通じて緑に親しみ、楽しめる、新たな緑のレクリエーションの拠点となるように整備を進めること、また、周辺地域におけるさまざまな拠点間を訪れた人がめぐりやすいよう回遊性を向上させることにより、地域の活性化を図っていくことを記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況をはかるための目標指標としては、統一の指標のほか、2つの指標を設定している。

1つ目は親水護岸の整備延長とした。市民の憩いと安らぎの空間を創出する親水環境の整備状況を「豊かな水と緑に親しめる空間の創出」の進捗をはかる一つの目安としたものである。現状値1,830メートルを平成32年度に3,240メートルまで整備することを目標値とした。

2つ目は、冒頭で訂正のお願いした「保全すべき緑地の確保」である。保全緑地の指定面積の現状値は19万6,473.51平方メートルですが、平成32年度に20万平方メートルとすることを目標値とした。現在、市街化区域内での民地を主に保全すべき緑地として指定しているが、年々市街化調整区域内における開発も多く見られるようになっていくことから、今後は市街化調整区域内でも積極的に指定を進め、緑地の確保を図ることが必要である。適切に指定を進め、保全緑地の面積を維持・拡充することをこの施策の進

捗状況をはかる一つの目安とした。

最後に、この施策に関連する個別計画として、川口市緑の基本計画を記載している。説明は以上である。

**【会長】**

ただいまの説明について何かあったらお願いしたい。毎回お願いしているように、発言の際には、何ページの何番のどの内容についての意見、あるいは質問かを最初に述べてからお願いをしたい。いかがか。

**【委員】**

43ページのⅡの背景事象のところの下から4行目、「地域住民や企業などが協力して」という文言がある。44ページで、Ⅰの2つ目に「市民との協働による緑化や」というのがあり、Ⅱの2行目に「市民の協力を得ながら」というのがある。3つ目に、2行目で「市民と協力しながら」とある。それぞれニュアンスがちょっと違うのは、協力を得ながらというのは違うと思うので、役所と住民とが本当に協力してやるとか、何でも役所の仕事でやるという話ではなく、市民と一緒にやることが本来だと思うので、緑化は大賛成だが、文言を統一するか、両方でやるような書き方のほうがいいと思う。

**【企画総務課長】**

幾つかにまたがるので、事務局で回答したい。

まず、指摘の44ページのⅡの2行目の「市民の協力を得ながら」ですが、これだけは少しニュアンスが違い、生産緑地を指定するとともに、指定に当たって市民にお願いをしてやっていくことがあるので、これだけは少しニュアンスが違うと思う。

他のものに関しては、「協働による」と使っているので「協力を得ながら」というのがあるので、ここについてはもう一度整理をさせていただきたい。

**【会長】**

伊藤委員、いかがか。

**【委員】**

了解した。

**【委員】**

43ページのⅡ、安行台地、見沼田んぼを初めとする緑地空間は残っている、しかし、激しい都市化の進展による開発圧力がかかっていることですが、市街化調整区域は、ある程度、手を加えなくても若干残っている。緑地を活用し、また保全することで、44ペ

一ジのⅡ、先ほど委員から話があったように、「保全緑地、保存樹木、生産緑地を指定するとともに」、のところで、生産緑地は市街化区域である。

市街化区域での生産緑地は、農家が市街化で農業を進めていきたいということで、一定の条件つきで認めている。その条件とは次の世代の人が農業をやらないということになれば生産緑地は解除になる。農業の担い手がない、都市化の圧力で、生産緑地が年々歳々減少している。市街地における緑地空間をどのように保存するのか。

今後は生産緑地の指定とともに、生産緑地を公有地拡大する必要があると思う。

緑地を守るためにも、「今後、積極的に生産緑地の公有化を図る」は入れてもいいのかと  
思っている。もちろん財源の問題、予算の問題もあるので生産緑地を購入したという例は  
聞いたことがないがどうか。

#### 【都市計画部長】

行政が優先して購入できるということは生産緑地法に書いてあるが、今の段階では、その実績はない。

今後の公有地拡大という文脈で買い取っていくと、生産緑地かどうかは別として、市では、緑を守ることで、保全緑地として一部公有地化を図っているところである。

このことは、予算の許す限りで努めていきたいと考えている。

#### 【委員】

私は安行みどりのまちづくり協議会などにかかわっているが、Ⅰのところの「市民との共同」の「共同」の字が、市民も一緒になって汗をかく、一緒になって同じ目標に向かって取り組もうと意味で使うのであれば、「協働」ほうがいいと思う。

生産緑地の問題もそうだが、緑地保全というのは市民が同じ意識で動かないと難しい。そういう意味合いで、検討したらどうかという意見である。

#### 【都市計画部長】

文言については事務局と調整させていただく。

#### 【委員】

人が住む中で緑というのは、市街化調整区域も大事であるが、当然、市街地にも緑は必要である。市街地に窓をあげたら身近に緑地があるように都市計画法でつくる公園だけではなくて、緑がスポット的に幾つもあるまちづくりも考えていく必要があると思う。

その意味でも、生産緑地は極めて重要で、市の財産化にしてもいいのかと考える。

#### 【会長】

今の意見を含めて事務局と調整をしてもらうということでしょうか。



【都市計画部長】

了解した。

【会長】

ほかの委員は、何か意見はあるか。

「なし」の声あり。

【会長】

それでは、今の D-1 については以上とさせていただき、次の D-2 に移りたい。

「環境の保全と創造」について、上程する。事務局から説明を願いたい。

【企画総務課長】

それでは、45 ページ・46 ページをご覧ください。「D-2：環境の保全と創造」について、説明をさせていただく。

この施策では、基本方針として、「市民とともに環境問題に対する意識を高め、良好な生活環境の保全と地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進し、安心して生活できる環境を目指します」とした。環境に関する取り組みの中でも、公害については、高度経済成長期の著しい河川の水質汚染などのように、水質規制の強化や企業努力などによって改善の方向に向かっている。しかし、温室効果ガスの排出による地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境悪化は世界全体での大きな問題となっている。このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠとⅡにまとめて記載している。

Ⅰの「主な背景事象」では、大気汚染の改善にかかわり、光化学オキシダントや二酸化窒素などに加え、微小粒子状物質 PM2.5 も新たに常時監視対象となったこと、これまで主に工場や事業所から発生する騒音や振動が問題となっていたが、近年ではライフスタイルの多様化がもたらす生活騒音などの問題も多くなっていること、河川については、高度経済成長期の著しく汚染されていたころからは改善されているものの、今後も水質の維持や改善が必要であること、また、このほか、生活環境を悪化させる要因として、悪臭の発生、地下水や土壌の汚染などの問題があることを記述している。

Ⅱでは、地球温暖化は、気象や生態系だけでなく、人間社会に大きな影響を与えていること、そして、その人間社会から排出される温室効果ガスが地球温暖化の大きな要因である可能性が高いこと、また、省エネルギーに対する意識は高まっているものの、福島第一原子力発電所の事故に関連し、化石燃料の使用が増加している中で、温室効果ガスの排出抑制が求められていることを記述している。

次に46ページの単位施策と主な取り組みをご覧ください。

左側のページの背景事象を受け、まず一つ目は「生活環境の保全」を単位施策とした。取り組みとしては、大気汚染物質や河川、地下水の常時監視を行い、生活環境の状況を把握すること、騒音や振動を測定することにより、公害の規制や指導に役立て、生活環境の改善に努めること、また、これらの状況を市民に対し適切に情報提供していくこと、そして、生活排水の改善や近隣でのトラブルの原因となる生活騒音の防止などについては、市民に対しての啓発活動を推進することにより、良好な生活環境の維持に努めていくことを記述している。

2つ目は「地球環境の保全」を単位施策とし、取り組みとしては、環境啓発や環境学習の充実を図り、省エネルギーに配慮した生活や事業活動を促すことで、温室効果ガスの排出を抑制し、地球環境に優しいまちを目指すこと、さらに、家庭や事業所などにも再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー機器・設備の導入を積極的に支援していくことを記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況をはかるために設定した目標指標は、統一指標のほか、地域の温室効果ガスの排出量とした。この目標指標は、国の方針である2030年までに2013年度比26%削減という目標に基づき、個別計画である川口市地球高温化対策実行計画にて設定している指標を用いており、現状値256万4,800トン-CO<sub>2</sub>を平成32年度に172万8,000トン-CO<sub>2</sub>とすることを目標値としている。

最後に、この施策に関連する個別計画として、第2次川口市環境基本計画、川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）を記載している。

説明は以上である。

#### 【会長】

ただいまの事務局からのD-2の説明について、ご意見、ご質問を承りたい。

#### 【委員】

基本方針の中にも「地球温暖化」という言葉があるが、川口市では、あえてこの表現ではなく「地球高温化」という表現を使いたいということだったと思うが、この違いは何か。

#### 【会長】

「温暖化どころか、高温化である」ということで、前市長は使っていた。このことについて、環境部長どうか。

#### 【環境部長】

以前は「温暖化」を「高温化」ということで使い、今まで高温化対策に取り組んできたが、一定の成果を上げたことと、特に教育現場の中で、国では「温暖化」を使っていて、市は「高温化」を使っていて、わかりづらいというようなこともあり、今年度を目安に「高

温化」から「温暖化」にかえていきたいと部内では考えており、来年度早々には全て「高温化」から「温暖化」に統一していきたいと考えている。

【会長】

そのようなことでよいか。

【委員】

了解した。

【委員】

全般にかかわることで、46ページのIの「生活環境の保全」の2について、ここでは、大気汚染のこと、河川の状況のこと、家庭排水について、特に水質についてのことも記述があるが、目標指数は、温室効果ガスの排出量だけでなく、例えば、水質汚濁の関係の目標指標も掲げるべきではないかと考えるがどうか。

【環境部長】

さまざまな公害の基準がある中で、それらの目標を全てこの指標の中に掲げるのは、なかなか難しいだろうということで、代表的でわかりやすいと思われる温室効果ガスの排出量を指標にしたところである。

【委員】

ここでは、各家庭の浄化槽の普及率とか本市の下水道の普及率も含めて、河川の汚染がどのくらいよくなっているか、そのようなことも一つの目安になるのではないかと考えていたが、そのような意向なのであれば了解した。

【委員】

ただいまの温室効果ガスの排出量だが、これは国の基準で決めた数値であり、特定の地域によって差は出せないのではないか。これから人口の増える川口市としては、この数値を守っていくのは難しそうな気がする。日本全体としての統一数値を目標にすることは難しいことだと思うが、いかがか。

【環境部長】

この数値は、国の基準に基づき、平成23年9月の時点において定めたもので、平成2年を基準として平成32年度までに25%の削減目標を国が定めたものである。

本市も、その目標にならい、平成2年比で平成32年度までに25%の削減をすると決めたものである。

委員のご指摘のとおりですが、国の基準も改定された場合なども想定し、今後、基本計画などを改定する際には、その辺も考慮しながら検討していきたいと考えている。

**【委員】**

そのようなことであれば了解した。

**【委員】**

46ページのIの「生活環境の保全」のところの2つ目ですが、生活排水の改善というところで、浄化槽もちろん重要な役割を果たしていると思うが、下水道の整備についてもここで触れたほうがよいと思う。

56ページの4番目に下水道の整備を推進して生活環境の改善をということがうたわれているが、私としては、56ページよりも46ページに入れたほうが適切のような気がしているが、その点はどうか。

**【環境部長】**

他の施策との調整が必要なので、事務局と表現等も含めて調整をさせていただきたい。

**【委員】**

質問というか確認になるが、騒音で少し気になることがある。今後、オリンピックの開催に向けて、川口上空が飛行機の空路になると、市の南側と北側が空路になるという話がある。これまで騒音といえば、地上の交通騒音が多かったと思うが、これからは、空路の音の問題等についても測定や監視システムなど新たに何か必要になるものなのか。

例えば、46ページの「生活環境の保全」の2行目に「工場などの事業所から発生する騒音や振動」というように、騒音は、そのような事象も含まれると解釈しても良いのか。

**【会長】**

今の内容は、新たに航空機の騒音をどう扱うかということになるのか。オリンピック開催に向けて航空路が変わり、それによって、この辺も騒音になるのではないかという確認になるのかと思う。このことについて、いかがか。

**【都市計画部長】**

ご指摘の航空騒音ですが、実際、川口の西川口駅の上空を東から西に横断するような形で飛ぶ予定である。ただし、大体3時から7時の間に時間31本飛び、高さとしては、地上から大体1,300メートルから1,500メートルぐらいで、国のデータの騒音のレベルとしては、道路騒音よりも小さいとされている。

実際に、国の航空機の担当の人と、千葉県内で全く同じような高さのところの飛行機を下から見て、騒音を聞いたところ、工場騒音よりも小さい感覚である。

したがって、騒音に航空機を入れる必要はないと考えている。また、航空機の騒音だけを取り出してはかる技術はおそらく無く、また、心配されるレベルの騒音とは認識していない。

**【会長】**

今の説明でご理解願いたい。

他の委員はいかがか。

**【委員】**

46ページのⅡの1番目の、「地球環境の保全」の中の「環境啓発や環境学習の充実を図り」という文言ですが、川口は「エコライフ DAY」を毎年6月に実施していて、環境関連で川口から発信している取り組みは結構あると思う。また、「こどもエコクラブ」など、小さいときから環境についてとか清掃活動とか自然に親しもうと川口は結構盛り上がっているが、そうした事業所や団体などに何か表彰制度などはあるのか。

**【環境部長】**

「エコライフ DAY」など、市が取り組む事業に参加していただいた事業者に対しては、感謝状等を贈呈するなど、その表彰に努めているところである。

**【委員】**

私は、「生活環境の保全」の1番の下。先ほどの意見と同じように、生活騒音のいわゆる近隣トラブルなどもあると思うが、特に夏場は窓を空けていたりすると、生活騒音のトラブルが発生しやすいと思う。ここに「市民に対する啓発活動を推進する」と書いてあるが、現実に騒音トラブルがあった場合に市として対応していることなどはあるのか。

**【環境部長】**

そのような苦情等がある場合には、まず環境保全課に電話をいただき、その状況を確認すべく、相談者の意見を聞き、さらに状況に問題がある場合は、現地で状況を把握し、必要に応じて指導などを行っている状況である。

**【会長】**

他の意見は、いかがか。

「なし」の声あり

## 【会長】

それでは、D-2は以上とし、「D-3：廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進」について、事務局から説明を願いたい。

## 【企画総務課長】

それでは、47ページ・48ページをお開きいただきたい。

まず、文言の修正をお願いしたい。48ページのⅠの「廃棄物の減量化・再資源化」の下から3行目の「まちの美化促進プログラム」は、「まちの美化」ではなく、「まち美化促進プログラム」として、「の」を消していただきたい。

もう一カ所、その下のⅡの「廃棄物の適正処理の推進」の上から3行目、中ほど、「焼却灰を溶解スラグ化し」となっているが、「溶解」ではなく、「溶融」なので、「解」の字を、金融とか融通の「融」の字に修正いただきたい。

以上、この2点について、修正を願いたい。

続いて、「D-3：廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進」について、説明をさせていただきます。

この施策では、基本方針として、「廃棄物の発生抑制や適切な処理、循環資源利用の促進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を推進します」とした。エコの取り組みやリサイクルに対する意識などは近年多くの人々の間に浸透し、個人の取り組みのみならず、企業などにおいても自社の理念や方針に掲げるなど、着実に環境に配慮する意識は広まりつつある。しかし、一方では、大量生産、大量消費からの脱却は難しく、人々の意識は高まりつつも、多様なライフスタイルの進展と相まって、社会構造や産業構造の転換までは至っていないのが現状である。このような社会的背景の中、本市の特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠとⅡにまとめて記載している。

Ⅰの主な背景事象では、日常のごみの排出量や質は、ライフスタイルの変化や人口の増減、経済活動の変動の影響を受けること、一般ごみの中には分別が適切にされていないことにより再資源化できないものが多いこと、また、不法投棄のごみについては処理・回収を市が負担していることやポイ捨てなどにより散乱したごみも再資源化できないことを記述している。

Ⅱでは、最終処分量を減らし、環境負荷の低減を図ることが重要なこと、また、ごみ処理施設で発生する熱エネルギーを有効活用することについて記述している。

次に、48ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。

左側のページの背景事象を受け、一つ目は「廃棄物の減量化・再資源化」を単位施策とした。取り組みは、マイバッグやマイボトルの使用など、環境に配慮したライフスタイルを市民に啓発し、廃棄物の減量化をさらに推進していくことや、エコリサイクル推進事業所制度などにより、事業者による廃棄物の減量化と再資源化を促進すること、また、再資源化を進めるためには、ごみの分別の徹底なくしては進められないことから、ごみの分け

方や出し方についての基本的ルールの啓発活動に積極的に取り組んでいくこと、クリーン推進員制度やまち美化促進プログラムなども活用し、不法投棄やポイ捨てをしづらい環境をつくり、再資源化の推進を図っていくことを記述している。

2つ目は「廃棄物の適正処理の推進」を単位施策とし、その取り組みとしては、本市が保有する廃棄物処理施設・設備の適切な維持・管理に努め、計画的に建てかえや改修を実施し、廃棄物を安定処理できるよう努めること、また、焼却灰の有効活用により、最終処分量の削減に努め、循環型社会の形成に資する廃棄物処理を推進していくこと、適正処理困難物については、事業者による処理システムの構築を求め、排出者の応益負担の適正化に努めていくことを記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況をはかるために設定した目標指標は、統一指標のほか、1人1日当たりの廃棄物排出量とし、現状値904グラムを平成32年度に864グラムとすることを目標値とした。これは個別計画である第6次川口市一般廃棄物処理基本計画にて設定している目標値をもとに積算した数値となっている。この施策の進捗により、市民一人一人に環境配慮に対する理解や意識が高まり、ごみの排出量が少なくなることを一つの目安とした。

最後に、この施策に関連する個別計画は、川口市環境学習指針、第6次川口市一般廃棄物処理基本計画、川口市災害廃棄物処理計画、第7期川口市分別収集計画、川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画を記載している。

説明は以上である。

#### 【会長】

ただいまの事務局から説明の項目について、ご意見、ご質問を承りたい。いかがか。

#### 【委員】

47ページ、48ページのIで不法投棄に絡んで書かれているが、不法投棄に対して、もう少し厳しい対応をしていく文言を入れたほうがいいのではないか。例えば、48ページだと、Iの4番目、「まち美化促進プログラムを活用し、不法投棄やポイ捨てをしづらい環境をつくることにより」とあるが、場所によって常習場所があり、何カ月か置きに目を盗んで捨てていくのが本当に多く、警察との協力がないと難しいのですが、不法投棄の常習犯に対して、もう少し厳しい対応をしていくとはっきりと書いたほうが、アピールできるのではないか。

2点目は、最近は少なくなったが、一時、資源物の盗難が流行っていた。紙資源とかアルミ缶、その他、様々な資源物である。もちろん、これも警察の協力もないと厳しいかと思うが、市のほうで「再資源化・適正処理の推進」としているので、資源物の盗難についても少し触れられたほうがいいのかなど感じる。

**【環境部長】**

まず、1点目の不法投棄に対してもっと強い表現をというようご指摘ですが、市としては、不法投棄や、ポイ捨てなど、非常に多くて大変苦慮している。しかし、例えば一つ一つを強い表現にすることもなかなか難しいので、今回は、「しづらい環境をつくることにより」という表現とした。

2点目、資源物の盗難の件は、最近では少なくなっている。なぜかという、委託しているパトロールなどの巡回強化をして、資源物の盗難の防止に努めているが、それ以上の厳しい対応となると、最終的には警察での検挙になるか思う。

**【委員】**

不法投棄に関しては、「不法投棄しづらい環境をつくる」の例として、「不法投棄の徹底防止や」という言葉に変えてもらうことでも良い。

資源物の盗難は少なくなっているということなので、パトロールの強化など、引き続き努めてもらいたい。

**【環境部長】**

不法投棄の文言については、事務局と調整させていただきたい。

**【委員】**

ただいまの意見に関連して、安行や神根地域など、緑や空間の多い郊外地では、不法投棄が結構増加している。不法投棄は、主に民有地に捨てられることが多く、河川敷だとか市の公共施設の土地だとかに捨てられないので、民有地に捨てられたものは、パトロールをしても気がつかないのか、見つけたとしても手がつけられない。細かい道に入るとかなり捨てられているところもあるので、何かしらの手を打たなければ解決しないと思う。その辺りはどうか。

**【環境部長】**

不法投棄がある地域では非常に多いことは環境部としても認識している。ご指摘のとおり、市ではごみステーションを中心にパトロールしているため、民有地や河川だとか、所管外のところには、確かに見落としがあると思う。

また、民有地については、市民の方々からの苦情等があった時には相談に乗っているが、民有地については、常時監視や解決までには至っていない。

**【委員】**

民有地以外でもその近くの沿線、例えば、畑道や道路があり、その接道した部分にも、散乱しているところはある。市としては、どこの地域でもすぐわかるはずなので、調べて



いただきたい。場所によっては山積みになっているところもある。先ほどの意見とあわせて、そのあたりもしっかりと対応してもらいたい。

**【会長】**

では、今の意見も含めて、検討を願いたい。  
ほかの意見はいかがか。

**【委員】**

1点目、生活にかかわる廃棄物の問題という視点で捉えると、高齢化による単身高齢者、高齢者世帯がふえていく中で、買い物難民だけでなく、ごみ出し難民、つまり、1人でごみが出せない人の存在もある。それに対して、市では住民との協力関係をつくりながら何かの取り組みはあると思うが、それらにどうかかわっていくかという視点は何かあるか。

2点目は、誰も住まなくなると、ごみ屋敷を放置しているという例もあるが、現にそこに人が住んでいながらごみ屋敷になってしまっている状況もある。

例えば、福祉とか高齢者問題として捉えたときに、福祉サイドでかかわっていくのも難しいし、市民生活に密着したごみの問題は、単純に市の環境部だけでもできないし、高齢者所管のサイドでも対応できないという課題がある。

広い視点で、廃棄物の問題を考えていく部分があってもいいのかと思うので、具体的なアイデアはないか、どこかに取り入れられるように検討できないだろうか。

**【環境部長】**

意見は大きく2点かと思う。

まず、1点目は高齢化社会に向けての対応の例としては、「ふれあい収集」という事業を実施している。介護保険制度の認定が要介護1以上で65歳以上の単身の方など、一定の要件を備えた方は、収集業務の職員が戸別に訪問してごみを収集してくるという事業がある。

2点目のごみ屋敷の関係は、多くの部局にまたがるので、この施策にうまく書き込むことは難しいところである。

**【委員】**

ふれあい収集を推進しているということで、大変ありがたいし、いい取り組みだと思う。そのような取り組みもこの「廃棄物の適正処理の推進」の中に書き込むと、身近な取り組みとして市民に理解してもらえらると思うので、そのことも検討してもらいたい。

もう1点、提案ですが、48ページのⅡの一番下の「適正処理困難物については」の「適正処理困難物」というのはなかなかイメージしにくいので、具体的にどんなものか書くなど、わかりやすく表現したほうが良いと思う。

**【環境部長】**

1点目については、事務局と文言の整理をさせていただきたい。

ご指摘の「適正処理困難物」というのはどんなものかわかりづらいとのことで、例えば、スキーの板だとかベッドのマットレスだとかスプリングマット、充電式電池などが適正処理困難物である。ご指摘のとおり、ここの表現は内部で検討させていただきたい。

**【委員】**

47ページの「主な背景事象」のⅡの最初の文章ですが、「最終処分場を保有しておらず、焼却処理によって生じた焼却残渣などの埋め立て処分を市外の最終処分場で行っているため」という理由を書いているが、最終的に処分量を削減するというつながりなので、この「保有していない」というのは担当課として正直な表現だとは思いますが、最終処分量の削減と環境負荷の低減ということについては、最終処分場のあるなしにかかわらずやらなければいけないことなので、うまく文言がつながるように修正していただければと思う。

**【環境部長】**

ご指摘のとおり、最終処分量の削減は、最終処分場のあるなしに関係なく当然削減していかなければならないので、事務局と調整して文言の修正をさせていただきたい。

**【委員】**

資源のリサイクルというところで、47ページ・48ページ両方に該当すると思うが、うちの町会ではアルミ缶を第2・第4水曜日の瓶・缶の収集時期に合わせてボランティアで収集している。昔は瓶・缶という形で、市側からも補助金があったが、現在はなくなり、新聞・段ボールに関しては補助があり、子ども会、地域の皆さんが協力して収集している。うちの町会では、700世帯で、集めた資源を業者に売買して年間35万ぐらいの財源を町会で確保している。

こうした取り組みをすることで、一人一人が不法投棄を許さないという意識の啓発にもつながっていくと思う。もちろん、お金が目的ではないが、補助金がもらえるということで、団体は一生懸命活動してくれることが広まれば、ごみの減量にもつながるのではないかと感じている。

**【環境部長】**

資源回収の補助制度もいろいろと変わり、また、旧鳩ヶ谷と川口が合併したこともあり、以前の制度をそのまま維持できていないなどの問題も確かにある。

現在、市では、3R推進活動等助成事業として、町会に対しての補助金と、集団資源回収については補助金を出している。なかなか要望に応えられないところもあるが、この2つの事業の助成制度を今後も充実させていきたいと考えている。

### 【委員】

その制度があるのは承知しているが、申請しないと対象にならない。制度をもう少し、丁寧な案内や周知をすれば、利用する団体も多くなると思うが、団体には書類を書く専門員がいないので、補助金をもらうためには全てが申請をしないという形になっているので、人手不足などで面倒くさいと思う自治会や団体は、こうした取り組みも結果としてやらないので、手続きなどの簡略化も検討してもらえればと思う。

### 【環境部長】

助成は、お金の受け渡しということなので、きちっと申請を出していただくことが必要になっている。手続きなどに複雑さがあれば、改善を図っていくことなどで、できるだけ、申請しやすい環境はつくっていきたいと考えている。

### 【会長】

それでは、この施策についてはいかがか。よろしければ次に進みたい。他に意見があれば、後ほどの機会でお願したい。

次の各論の「E 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」に進みたい。

まず、「E-1：住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進」について、事務局から説明を願いたい。

### 【企画総務課長】

それでは、まず、計画案文50ページをご覧ください。

「めざす姿」の5番目、「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」をE章としてまとめている。E章は4つの施策で構成しており、「E-1：住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進」は地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用などについて、「E-2：安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備」は交通ネットワークの構築や交通安全対策などについて、「E-3：安全・安心な上下水道サービスの提供」は上水道と下水道について、「E-4：さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり」は防災・防犯対策や消防・救急・救助体制などについて記載している。

それでは、51・52ページをお開きいただきたい。「E-1：住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進」につきまして、説明をさせていただく。

この施策では、基本方針として、「適正な土地利用と適切な都市機能の配置を図り、環境に優しく、災害に強い、機能的で、誰もが快適で、安全・安心に生活できる持続可能な都市の形成を目指します」とした。都市化の進展により、近年、多くの都市が住工混在や密集市街地などの課題を抱えている。もとより、都市には、居住や産業、緑などの自然といった多くの要素があり、それらの環境がお互いに調和することが必要である。将来の社会情勢や都市構造の変化に対応し、さまざまな課題を解決するため、多様な環境の共存や、

景観、防災などにも配慮した計画的な土地利用による機能的で持続的なまちづくりが求められている。このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠからⅤにまとめて記載している。

Ⅰの「主な背景事象」では、鋳物を初めとするものづくりのまちから、都心へのアクセスのよさなどを背景にマンションや戸建て住宅地の開発が進められていること、市街化調整区域では緑地が減少し、土地利用の転換が進展していることなど、本市の変遷について記載している。

Ⅱでは、東日本大震災などを受け、災害に強いまちづくりの推進が望まれており、建物などの耐震化や狭隘道路解消などといった防災の観点によるまちづくりが必要であること、安全・安心な市街地の形成と土地利用の推進を図るため、土地区画整理事業の推進が必要であることなど、今後の課題や取り組むべき事象を記載している。

Ⅲでは、周辺環境との調和を乱すことのない良好な景観形成の向上に力を入れていくことが求められていること、Ⅳでは、各駅周辺の地域性を踏まえた機能集積や拠点となる駅間の魅力ある沿道空間の整備による周辺一帯の活性化が求められていることを記載している。

Ⅴでは、少子高齢化が進展している現状では、より一層、安全・安心・快適な居住環境が求められていることや、マンション建設が進む一方で、周辺に悪い影響をもたらすことが懸念される空き地の問題について記載している。

次に、52ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。

左側のページの背景事象を受け、まず一つ目は「計画的な土地利用の推進」を単位施策といたしました。取り組みとしては、将来の社会経済状況や都市構造の変化に対応するため、都市機能を適切に配置・整備・誘導し、地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を進め、環境に優しく、災害に強い、誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりを推進することを記述している。

2つ目は「市街地整備の推進」を単位施策とし、取り組みとしては、土地区画整理事業の推進や土地区画整理事業が困難な地域での柔軟な整備手法の導入、また、地域住民の参加を促進し、居住環境の整備や改善を図ることを記述している。

3つ目は「美しく潤いのある景観形成の推進」を単位施策とし、取り組みとしては、本市のまだ余り知られていない魅力ある景観を発掘し、市内外へ発信し、シティプロモーションに生かすことで市民意識の醸成や良好な景観形成を促進することを記述している。

4つ目は「鉄道駅周辺整備の推進」を単位施策とし、取り組みとしては、各駅周辺で実施している都市基盤整備を推進し、地域性を踏まえた駅周辺にふさわしいまちづくりを行い、利便性の向上と地域経済の活性化を図ること、また、拠点となる駅間を連絡する主要道路においては円滑な交通と安全・安心な歩行者空間の整備を進め、沿道には商業やサービス機能などを誘導することでさらなる活性化を図ること、そして、埼玉高速鉄道線の各

駅から緑の拠点へのアクセスを強化し、回遊性を向上させることで相乗効果による周辺地域の活性化を図ることを記述している。

5つ目は「良好な住環境の整備」を単位施策とし、取り組みとしては、公共施設のバリアフリー化や耐震化により、居住環境の向上や移動などの円滑化を促進すること、老朽化したマンションの建てかえなどの際に適切に対応できる環境の整備を推進すること、老朽危険建築物や空き家などに対して、法令などに基づく適切な対処と再生利活用を進めることで、安全・安心な居住環境の向上を図ることを記述している。

そして、これらの取り組みの進捗状況をはかる目標指標として、統一の指標のほか、土地区画整理事業の進捗率とし、現状値の平成26年度61.8%に対し、目標値を72.9%といたしました。目標値は、現在、市内10地区で行われている土地区画整理事業それぞれの事業計画における換地・工事・補償の進捗に合わせ算出している。土地区画整理事業は、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る事業であり、密集市街地の改善や、景観がよりよくなること、また、道路や公園といった公共施設が整備される機会でもあるなど、都市形成や計画的な土地利用に大きな影響がある。これらのことから、本施策の推進状況をはかる一つの目安とした。

最後に、この施策に関連する個別計画として、川口市都市計画基本方針、川口市景観計画、川口市建築物耐震改修促進計画を記載している。

説明は以上である。

#### 【会長】

ただいま、「E-1：住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進」についての事務局から説明について、ご意見、ご質問があれば願いたい。

#### 【委員】

51ページの「主な背景事象」の1つ目の「市街化調整区域では貴重な緑地が減少し、土地利用の転換が急速に進展をしています」というところと、52ページの1番は連動するのだと思うが、その点では、低・未利用地の中に市街化調整区域が入ってくると理解をしている。今後の使い道という点では、同じ市街化調整区域でも場所によって強弱があつていいのかなと思う。

例えば、川口ジャンクションの周辺の市街化調整区域の辺は、外環が通り、東北道に通じ、首都高がありという点で交通の要衝になり得る。そう考えると、市街化調整区域以外の選択肢もあると思う。

緑を守るということで、「ここは全部市街化調整区域です」と言ってしまうのではなくて、同じ市街化調整区域内でも強弱をつけた土地活用の表現が「主な取り組み」のところの1番に表現できないのかと思う。

市街化調整区域の強弱をつけた活用も入れたらどうかと思ったのが1つ。

2つ目は、52ページの「市街地整備の推進」のところ、「土地区画整理事業を推進します」の前段で「良好な住環境を整える」、これは全くそのとおりだが、「宅地としての利用を増進する」とあるが、川口に限らず、全国的に空き家の問題も深刻で、世帯数以上に住宅供給戸数が上回る傾向であり、新築住宅よりも既存住宅やストック住宅の活用が叫ばれている中で、宅地開発ばかり前面に出ていると感じる部分もある。

一方、区画整理事業は、良好な住環境を整える大事な役目でもあるので、これは進めるとして、今後の人口動態、地域住民の意見なども踏まえた適切な区画整理事業推進の趣旨があってもいいのかと思う。52ページの5番目に空き家の利活用は出てくるが、2番目もしくは5番目で、10年後、20年後に既存宅地をいかに生かしていくのかという趣旨も検討をいただきたい。

#### 【都市計画部長】

まず一点目の市街化調整区域の低・未利用地について、もう少し強弱をつけた利用を書いてはどうかという意見は、市街化調整区域の以前に、このエリアは首都圏近郊の緑地を整備する首都圏近郊緑地整備地域になっており、さらに上位の緑を守るべく網がかかっている。これは国土審議会で設定されたもので、それをはずすのは非常にハードルが高い。そういった網がかかっている大きな枠組みで検討が必要になる。

今、市街化調整区域を外す、外さないという議論の前に、まずは市街化調整区域の中でふさわしい土地利用を考えたいことから、表現としては、低・未利用地にとどめて書いている。

2点目の空き家の増加や既存住宅により、実際に世帯数以上の住宅ストックがあるので、やみくもに区画整理を一律に進めていくのはいかがなものか、という指摘かと思う。

長期のスパンで本市の人口動態等を見ると、これから20年先を見ても、微減で、恐らく56万人は下らないだろうと言われている。また、本市は東京に隣接している点から、電車で東京まで30分圏内ということで、非常に交通の利便性が高く、また、東京から荒川を隔てて地価が一気に下がるので、住むには便利な場所として住宅数はふえている。

川口の都心部は住宅過密な状況もあり、住まいを中心とした需要が郊外にも広がっていることから、区画整理は引き続き進めていく必要があると認識している。

こうした状況からも、一定程度、郊外でも基盤整備は必要と考えているので、この記述のとおりで進めさせていただきたい。

#### 【委員】

区画整理事業自体がだめだと言ったつもりは全くないので、区画整理事業は住環境の整備という点では絶対に必要だという認識はある。ただ、地域によっては40年以上も前の計画のまま、いまだに引きずられているところもあり、そうしたところの見直しも必要ではないかと思う。例えば、家の前に6メートル近くの幅の道路があり、区画整理の計画で

は、8メートルにするエリアになっている。ところが、近隣の住民は「これだけあればもういいじゃないか」と言ったにもかかわらず、「過去の計画はこれなので」と言って多額の税金がつき込まれるというやり方は見直しがあってもいいというような意味で意見を述べた。

2点目の既存住宅のことは、52ページの2番の「市街地整備の推進」のトーンを少し抑えぎみにというか、これだけだと「宅地をどんどんつくりましょう」というメッセージに聞こえてしまうので、今ある既存住宅、既存宅地も十分活用し、同時に市民の良好な住環境をつくるための区画整理事業も当然進めていくという趣旨で、うまく表現できないかということである。

例えば、地域住民の意見尊重と人口動態の考慮から、適切な規模での見直しというような文言を入れてもらえたらいいと思った。そのような趣旨をご理解いただきたい。

#### 【都市整備部長】

52ページの括弧の表現は、道路、公園等々、公共の整備ともに宅地としての利用とは、宅地造成や、下水道、水道とかの生活関連の工事も含めて宅地という形で表現はしている。指摘のような点もあるとするならば、この部分の記述は、もう一度精査していきたい。

#### 【委員】

51ページの2番目に、土地区画整理事業は10地区で行われており、全体の進捗状況は現在61.8%というように、将来に向けて積極的にやる予定かと思うが、過去5年間の区画整理の進捗率はどのくらいなのか。

指標によると、現在は61.8%、平成32年の目標値が72.9%、これを見ると、5年後に11.1%増の目標を出している。1年あたりで、大体1.85%ぐらいになる。過去はどのように進捗してきたのか。

#### 【都市整備部長】

平成20年度が52.7%、平成21年度が54.5%、平成22年度が56.3%、平成23年度が57.8%、平成24年度が59.1%、平成25年度が60.6%ということです。伸び率は、順に、2.3%、1.4%、1.7%、1.5%、1.4%、1.5%というような形である。

#### 【委員】

この実績からいくと、この数字に到達させるには相当努力しなきゃいけないと思う。

鳩ヶ谷市と合併したから少し面積は変わったと思うが、市街化区域の都市基盤整備として、一切手をつけていない地域はどのくらいあるのか。

**【都市整備部長】**

川口の面積からすると、市街化区域が5,467で、市街化調整区域が730という中で、その中で今進めているのは37地区で、3,110.81ヘクタール、市街化の区域は全体で約58%である。

なお、現在進めているところと終わったところを含めた数字が58%となっている。

**【委員】**

そうすると、残りの42%というのはどうするのか。計画をつくるうえでは、手をつけていないところはと言う記述も必要ではないかと思う。

土地を持っている方が都市計画税を払っているのは、市街化区域の中で基盤整備をする、都市区画整理事業の推進が決定され、その税金はそこに使われていくものなので、政策の中で偏りがあっては不公平になる。このことも少し議論してほしい。

**【都市整備部長】**

先ほどの未整備という42%のうちには市街地等も含めてある。先ほど意見は、多分、川口駅周辺等々のことだと思うが、各関係部局と調整をしていきたい。

区画整理事業としては、今10地区をやっていて、新たな区画整理はなかなか難しい状況である。今後、そのような中でも、指標等々を考えながら進めていくということは関係部局のほうと引き続き調整していきたい。

**【委員】**

ここの記述に「柔軟な手法」とあるが、柔軟な整備手法の導入や建物共有化など、いろいろな手法があると思うが、それらもここに入るのか。

また、市街化区域は、基本的、宅地開発し、地域の住民の皆さんが生活しやすい環境とし、そこに定住していくというのが市街化区域で、調整区域はあくまでも緑地保全が基本となっている。そうであれば、市街化区域というのは整備していくことが基本である。

まだ整備ができていない地域も、今後は積極的に区画整理の推進事業に取り組むような手法をとると言う記述を入れなかったら、まちづくりとしては何にもならないと思う。

それからもう一つ、先ほど委員から出た意見だが、前回の会議で、都市計画部長から、市街化調整区域の見直し論もいいたろうというような言葉もあった。

これはこれでいいと思う。逆線引き、例えば緑を守るのであれば、見沼田んぼの斜面地だとか、都市計画をしているところは全然手をつけないから、できていないところを逆線引きするというのも、議会などでも検討する必要があると思う。



【会長】

今の意見等も踏まえて、都市整備部、学識経験者の先生方、事務局とで取り計らっていただきたい。

【都市整備部長】

そのようにお願いしたい。

【会長】

ほかの委員は、いかがか。

【委員】

単位施策の5番の上から2番目、「老朽化したマンションの建てかえなどの更新に際して適切に対応できる環境の整備を推進します」とあるが、私の住んでいるマンションは川口で結構早目に建ったマンションなので、やがて老朽化するのではないかなと懸念している。その際、行政の適切に対応できる環境というのはどのようなことになるのか。

【都市計画部長】

マンションの建て替え問題は、いろんな観点がある。まず、例えば、新耐震基準というものが制定された昭和56年以前の建築であるかどうか。もし仮にそうであれば、耐震性が不足しているということも考えられるので、耐震改修が必要になってくる。そうではなくて、もっと老朽化が進行して、本体の建てかえが必要というように、要は、改修ではもうだめだというような状態であれば、そのマンションは今の建築基準法のもとで建ったマンションなのか否かということが大きく変わってくる。マンション建て替えを円滑化するために、マンションの建て替えの円滑化に関する法律というものがあり、市としては、その法律を的確に運用するため、今年度から都市計画部に住宅政策課を設置し、いろいろな状況を踏まえた相談を受けていく体制を整備することとして、「環境の整備」と書かせていただいた。

【委員】

了解した。

【会長】

ほかの委員は、いかがか。

ここで確認をさせていただきたい。基本的に1回の審議会は約2時間で進めているが、今回、皆様から大変熱心なご意見、ご質問が多数出ているので、間もなく審議終了予定時間が迫っているが、少し時間を延長してもよいか。

（「異議なし」の声あり）。

【会長】

では、了承をいただいたので、時間を少し延長させていただきたい。E-1については以上でよいか。

（「異議なし」の声あり）。

【会長】

それでは、E-1につきましては以上として、次に、「E-2：安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備」を上程したい。事務局から説明を願いたい。

【企画総務課長】

それでは、53ページ・54ページをご覧ください。「E-2：安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備」について、説明をさせていただきます。

まず、この施策では、基本方針として、「交通の安全を確保するとともに、誰もが安心・快適に移動できる交通ネットワークを構築し、まちの活性化や地域活力の向上に寄与する交通環境を整備します」といたしました。都市における交通環境は、鉄道や幹線道路網の整備など、利便性が求められている一方、災害に強い施設整備や、道路や橋りょうの長寿命化が必要となっている。また、子どもや高齢者、障害者など、全ての人にとって安全・安心で快適な交通ネットワークの構築が求められている。このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠからⅢにまとめて記載している。

Ⅰの「主な背景事象」では、本市は高速道路や国道などの主要な道路が東西南北に交差する交通の要衝であることや、鉄道駅などの拠点を結ぶ道路における交通渋滞の発生、道路や橋りょうなどの経年劣化による安全性の低下など、さまざまな要因による道路環境の悪化で市民への影響が懸念されていること、また、災害に強い道路網の整備、道路、橋りょうなどの耐震化が求められていることなどについて記載している。

Ⅱでは、鉄道の交通軸の整備が進み、市内では100系統以上の路線バスが運行している現状でも、高齢化の進展などにより、公共交通のさらなる利便性の向上が求められていること、県下でも有数の乗降客数を有する川口駅については、輸送力増強を図るため、利便性の向上や本市の一層の活性化につながる湘南新宿ラインの停車が望まれていることなどを記述している。

Ⅲでは、本市における交通事故件数・死者数は減少しているものの、高齢者や自転車事故の比率が高い傾向であること、安全で快適な道路利用のため、歩道や自転車道の整備や、道路などのバリアフリー化が求められていること、駅周辺などにおける放置自転車に対し

て、交通安全、防災、都市の美観といった観点から対策が求められていることについて記載している。

次に、54ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。

左側のページの背景事象を受け、まず一つ目は「道路などの整備の推進」を単位施策といたしました。取り組みとしては、都市計画道路や生活道路を計画的に整備し、まちを活性化させること、また、防災性に配慮し、幅員の広い道路や迅速な災害対応ができる道路網の整備を促進すること、道路、橋りょうなどの安全対策として、長寿命化や耐震化を進めていくことを記載している。

2つ目は「公共交通機能の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、利便性の向上に加え、人々の交流が活発になり、にぎわいが創出できる総合的な交通ネットワークの構築を図ること、ノンステップバスの導入支援や公共交通施設のバリアフリー化などを推進すること、そして、川口駅利用者の利便性・安全性の向上のため、湘南新宿ラインの停車を実現させることを目指し、川口駅舎の改修にも周辺のまちづくりとの連携を図りながら取り組んでいくことを記述している。

3つ目は「交通安全対策の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、本市が先駆的に取り組んだ「ゾーン30」といった道路速度抑制対策などを推進すること、地域や学校、警察、交通関係団体などと協働して交通安全教育や啓発活動を推進することで交通事故の発生を防止すること、特に今年度から厳しい規制が始まった自転車利用者の道路交通法遵守についてなどの啓発活動を行うこと、高齢者や障害者の方も安全で快適に利用できる歩道や自転車通行空間を形成すること、駅周辺の駐輪施設の充実や自転車の放置防止を図ることなどについて記載している。

そして、これらの取り組みの進捗状況をはかる目標指標として、統一の指標のほか、2つの目標指標を設定している。

まず一つ目はコミュニティバスの利用者数といたしました。現在7路線で運行しております本市のコミュニティバス「みんななかまバス」の年間利用者数の現状値29万7,193人を平成32年度におおむね33万人とすることを目標値とした。

道路、橋りょうの整備による路線の見直しや、駅などといった各拠点へのアクセス向上による要因など、利用しやすい交通環境の整備により、コミュニティバスの利用者数がふえることを本施策の推進の成果をはかる一つの目安としたものである。

2つ目は交通事故発生件数とし、現状値2,192件を平成32年度に向けて減少させることを目標とした。現状値の(年中)という表記は、数値の統計が年度でなく年であるための表記でございます。交通事故に対する不安を感じることなく安心して暮らせ、より安全で快適な移動ができるよう、道路や歩道、自転車通行空間の整備を進めることにより、交通事故の発生件数を減少させることを本施策の推進の成果をはかる一つの目安としたものである。

最後に、この施策に関連する個別計画として、川口市橋りょう長寿命化修繕計画、川口市バリアフリー基本構想、第10次川口市交通安全計画を記載している。

説明は以上となる。

**【会長】**

ただいまの事務局からの説明について、ご意見やご質問はあるか。

**【委員】**

53ページのほうの目標指標にも、コミュニティバスの利用者数、具体的な目標値が示されている。しかし、背景事象や取り組みのほうには「コミュニティバス」という文言がないので、恐らく「総合的な交通ネットワークの構築」という言葉に含まれるとは思いますが、Ⅱのほうの「主な背景事象」の中の2つ目の黒丸、「総合的な交通ネットワークの構築」の前に「コミュニティバスの充実など」と入れておいたほうがわかりやすいのではないかと。やはり、コミュニティバスの充実なくして総合的な交通ネットワークの構築は図れないと思うので、あわせて、54ページのほうのⅡ、やはり「総合的な交通ネットワーク」とあるが、ここも「連携を図りながら、コミュニティバスの充実、総合的な交通ネットワークの構築を図ります」という言葉を入れたほうがよいのではないかと。

**【都市計画部長】**

ただいまの意見については、事務局と調整したい。

**【委員】**

計画とは少しずれているかもしれないが、54ページの「交通安全対策の充実」の1つ目のところに「ゾーン30」について書かれているが、私が住んでいる戸塚地域には、「ゾーン30」の中に、50キロOK、40キロOKという都市計画道路というか大きな道路が走っていて、両方が認められるような形になっているが、そうした地域は特別な地域なのかどうなのか。また、「ゾーン30」の考え方、「ゾーン30」の基準を確認のために教えていただきたい。

**【市民生活部長】**

「ゾーン30」については、指摘の地域に関しては、幹線道路が中に入っていて、その幹線道路に歩道等が整備され、安全性が一定量確保されているということから、所轄警察で、ゾーン指定は30キロゾーンの中であっても、その規制外道路という形での位置づけになっている。安全性については、歩道の確保等の確認の上で指定している。

**【委員】**

53ページのⅡの「主な背景事象」の黒丸の3番目の川口駅の、最近も沿線の延焼で止まったり、人身事故で止まったり、川口駅だけではなく、京浜線沿線の「遅延や運休時における代替路線がないことから」というと、川口元郷駅の位置づけはどう考えているのか。ここでは、湘南新宿ラインなどの必要性は述べているものの、埼玉高速鉄道は単なる代替路線という感じなのか、それとも、川口元郷駅も川口駅との移動手段としてのバス路線を充実させるなど、交通ネットワークを構築として、主要駅の強化という意味合いはあるのか。

**【都市計画部長】**

現在も JR 京浜東北線が遅延・休止の場合は振替輸送バスが川口元郷駅に出ていることから、川口元郷駅についてはあえて書いていなかった。川口駅の充実として考えているのは、そもそも JR 川口駅に2路線あればなおいいという意味で、要望として大きい湘南新宿ラインをここに得出ししたところである。

**【委員】**

今の意見の関連で、埼玉高速鉄道がどう扱われているかという点ですが、確かに川口駅利用者の利便性・安全性に特化をすれば、川口駅にもう一本湘南新宿ラインが通ったほうがいいのは全くそのとおりで、そこに異論はないが、同時に、運賃の理由であえて JR を選択せざるを得ない、もしくはしている方も少なからずいて、例えば、都内に通勤をする、飯田橋や水道橋などの中心部に行く場合は、実は埼玉高速鉄道のほうが乗りかえもなしで行ける。ただ、会社の通勤定期規定で経済的な最短距離となると、SR の料金は出ないという理由から、JR を選択される方も少なからずいると考えると、埼玉高速鉄道に乗降客数が一定数が移動すれば、改善の一つの方法かと思う。

もしそうであれば、埼玉高速鉄道の活用も入れてはどうか。明記することに意味があると思うのと、議会答弁でも、黒字化の暁には運賃の値下げも当然視野に入ってくるというやりとりがされている中で、ここで運賃が値下げされれば活用にも弾みがつくと思うので、今一度、検討をお願いしたい。

**【都市計画部長】**

湘南新宿ラインのほうは、市の交通分野の重点施策として掲げていないと、そもそも、JR 東日本と協議ができないこともあり、戦略的に書いている。

もう一点、埼玉高速鉄道については、ご指摘のとおり、まさに公共交通機能の充実に当たると思うので、文言は事務局と調整して何らかの記述として入れたい。

**【委員】**

コミュニティバスのことで確認したい。私は元鳩ヶ谷市民で、旧鳩ヶ谷ではコミュニティバスは重宝され、利用している方が多くいた。今では、コミュニティバスは2時間に1本程度になり、コースも大幅に変更されたので、利用していた高齢者の方が家に閉じこもり、認知症になった方々もいるのを目にしているので、コミュニティバスの充実の中に、コースの見直し、本数の増加もぜひ検討していただきたい。

2点目として、54ページの3番目の「交通安全対策の充実」で「地域や学校、警察、交通関係団体」とあるが、私は小学生が帰るときにスクランブルの信号に立っていて、特にPTAのお母さん方の交通ルールの知らなさを痛感している。お母さん方に注意をすると「そういうルールは知らなかった」という人もいて、「幼児から高齢者まで」と書かれているが、この表現だけでは少し弱いのかなと思うので、その辺の表現を加えることはできないだろうか。

**【都市計画部長】**

まず1点目について、コミュニティバスのコースや時間の見直しは、多少時間はかかると思うが、充実に向けて進めている。

恐らく先ほどの指摘と同じ趣旨の意見なので、「充実」というような言葉で修正するように事務局と調整したい。

**【市民生活部長】**

2点目の「交通安全対策の充実」における幼児から高齢者までの意識を高めていくという記述の中で、PTAの方、親御さんたちに向けては、この計画に書き込む内容ではないが、特に、保護者には、各事業において情報を伝達していきたい。今年からパンフレットを保護者用にもつくとか、個別の事業で今も取り組んでいきたい。

**【委員】**

了解した。ぜひ、お願いをしたい。

**【会長】**

ほかの意見はいかがか。

(「なし」の声あり)。

**【会長】**

時間を超過して申しわけなかったが、E-2については以上とさせていただきます。  
長時間になったが、予定していた審議内容は以上で終了した。

今回も、会議の後に意見を提出できる機会を設けたい。事務局、期限などはいかがか。

**【企画総務課長】**

今回の期限につきましては、8月21日の金曜日までとしたい。今回は少し長いが、お盆を挟むので、少し長く期日をとらせていただく。今までと同じく、電話、メール、ファクス等をお願いしたい。

**【会長】**

それでは、そのようにお願いしたい。

また、ご意見等があった場合の報告は、事務局で調整をして、整い次第、適宜、審議会で報告をさせていただきます。

続いて、次回の審議会について知らせたい。

次回は、少し間が空いて、9月29日の火曜日、午後2時から、今回と同様の会場になるので、よろしくをお願いしたい。

なお、次回の審議内容は、E-3からF-3までを予定しているので、事前にご覧いただくようお願いしたい。

最後に、「その他」で、委員の皆様から何かあるか。

（「なし」の声あり）。

**【会長】**

事務局からは何かあるか。

**【企画総務課長】**

では、事務的なご連絡をさせていただきます。

次回の審議会は、会長から話があったように、E-3からF-3までを審議予定です。

F-3が、このピンクの冊子の最後までとなる。ピンクの冊子の計画案文の各論全てと、前回、第7回で検討を必要としていた内容の報告と、今回の内容についても報告事項をまとめたい。

また、次回の通知文と一緒に今回と前回の修正案については、郵送させていただく予定である。各論の計画案文が全て終わった後には地域別計画がある。地域別計画の案文については、まだ皆様にお渡ししていないので、次回の審議会で机上配付させていただく予定である。

事務連絡は以上になる。

**【会長】**

大変長時間にわたり、ご審議いただき感謝を申し上げます。

以上で本日の審議会を終了とさせていただきます。皆さんありがとうございました。

### 3. 閉会

- ・ 会長より閉会宣言があった。

以上